

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉法人成蹊会（以下「法人」という。）の、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償につき必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(報酬等の支給・算定方法)

第2条 役員等の勤務実態に応じ、別表第1の報酬を支給する。但し、役員等のうち法人の職員については、適用しない。

(役員退職慰労金の支給)

第3条 法人に功績顕著と認められる役員に対して役員退職慰労金を支給することができる。

2 功績顕著と認められるとは下記の場合をいう。

- i. 当法人の創設又は運営に格段に寄与したもの。
- ii. 当法人の債務の連帯保証人になっているもの、もしくは過去になっていたもの。
- iii. 前各号に準ずる内容のもので、理事会、評議員会が認めたもの。

3 常勤役員に対する退職慰労金は、役員を任期満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(役員退職慰労金額の決定)

第4条 役員退職慰労金の金額の決定は、本規程に基づき、理事会にて承認し、評議員会において決定する。

2 役員退職慰労金の算定については別表第3に定める算式により算出される額とする。

(費用弁償)

第5条 役員等の勤務実態に応じ、費用弁償として別表第2の旅費又は通信費を支給する。但し、役員等のうち法人の職員については、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて旅費規程により支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 第2条役員等及び第5条の支給については、勤務のした月の末日までに本人名義の金融機関口座に振込で支払うものとする。

2 第3条役員退職慰労金の支給は、評議員会での承認後、速やかに本人名義の金融機関口座に振込で支払うものとする。

(公表)

第7条 法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 2年 5月20日より施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年 6月20日より施行する。

別表第1 (役員等報酬)

区分	金額
役員等	出席1回につき 7,000円

別表第2 (費用弁償)

区分	金額
役員等	出席1回につき 500円 (片道10km未満)
	出席1回につき 1,000円 (片道10km以上20km未満)
	出席1回につき 2,500円 (片道20km以上)
	ウェブ会議出席1回につき 通信費として3,000円

別表第3 (役員退職慰労金算定式)

(1) 算出方法は以下の通りとする。

区分	金額
常勤理事	最終役員報酬×在職年数×1.0
常勤監事	最終役員報酬×在職年数×0.8

(2) 法人職員兼務役員の場合は最終役員報酬の代わりに最終月額給与を充てる。